

QICカナダ国内宅配便申込書

GROUND AIR

申込日: _____

FROM (SHIPPER)

NAME			COMPANY/OFFICE		
ADDRESS					
	CITY:		PROVINCE:		POSTAL CODE:
PHONE			E-MAIL ADDRESS		

TO (RECIPIENT)

NAME			COMPANY/OFFICE		
ADDRESS					
	CITY:		PROVINCE:		POSTAL CODE:
PHONE			E-MAIL ADDRESS		

※P.O.BOX宛てへの配達はできませんので、必ずお届け先のある建物のご住所をご記入お願いいたします。

発送品の内容をご記入下さい。

※ 総箱数: _____ 個 保険: 有 (要別途品目詳細) / 無

Case No.	品目明細	(申告価格)	サイズ 縦(L)×横(W)×高さ(H) cm	容積重量(kg) L*W*H/6000	実重量(kg)	料金適応重量 (kg)
申告価格計:			重量合計:			

※ 保険を掛けられる場合は別途品目明細用紙にお荷物の詳細とお荷物の価値を記入してください。

※ 箱数が多くて上記に書ききれない場合も、別途品目明細用紙に詳細をご記入ください。

※ お荷物はダンボール箱にお詰めいただき、各箱には連番(Case No.)を明記して下さい。

ゴルフバッグ、スノーボード、スキー等は廻りをダンボールで囲むように梱包していただきますようお願いいたします。

パンクーパーQICより日本へ船便をご利用の方はチェックして下さい。(メロパンクーパー以外よりお申し込みの方)
※船便をご利用の方は別紙「QIC船便申込書」が必要です。

Pick Up ご希望日: 第1希望: _____ 年 _____ 月 _____ 日 / 第2希望: _____ 年 _____ 月 _____ 日

※ Pick Upご希望日はお申し込み時の3営業日以降平日にお願いいたします。ご希望に添えない場合もございます。ご了承下さい。

保険を掛ける際は、荷物の破損、紛失に関する保険についての別紙を熟読し、理解の上、ご署名ください。

同意します _____ 署名 _____ 20 _____ 年 _____ 月 _____ 日

CREDIT CARD VISA MASTER
カードNo. : _____

V-CODE _____
EXP. DATE (_____ / _____)

QIC Use Only

料金明細

発送送料合計	\$	梱包代	\$
保険	\$	その他(_____)	\$
ピックアップ	\$	GST (\$ _____), PST (\$ _____)	\$
合計ご請求額			\$



5317 LANE STREET, BURNABY, B.C., V5H 2H4
tel: +1(604)685-7119 fax: +1(604)677-5868
www.go-qic.com info@go-qic.com

エージェント, 担当者名	QIC担当者名

UPDATE: JAN. 13TH, 2009



5317 Lane St., Burnaby, B.C., V5H 2H4, Canada
Phone: 604-685-7119 Fax: 604-677-5868
Website : www.go-qic.com E-mail : info@go-qic.com

Q I C カナダ国内宅配便の保険について

お荷物に保険を掛ける場合は、お荷物内容価値の事前申告が必要です。必ずお申し込み時に内容価値をご申告ください。通常送料には\$100までをカバーする保険が含まれています。それ以上の価値に対しての保険を付随される場合は、追加保険料が必要です。

追加保険料について

保険料は、お申し込み時の最新保険料率より、お荷物の申告価格にそって計算いたします。
保険料率はQ I Cまでお問い合わせください。

紛失・破損に対する補償について

紛失、破損に対する補償は品目明細に記載された品目のみで、補償金額は、品目明細に記載された申告価格が保険金の限度額となります。

補償請求時に品物の詳細、価値、購入時期を証明する書類（品物購入時のレシート、インボイス等）が必要となります。また、補償額は、運送会社もしくは保険会社の定める基準にて決まります。

破損のための保険の適用には、しっかり梱包されており、外傷（箱のつぶれ、へこみなど）が確認されたうえで、品目明細に明記されており、なおかつ価値が証明できる品物にたいして損傷があった場合のみ保険適用となります。

例：ダブルウォール（二重構造）のダンボール箱に梱包された上に、外傷による品物の破損、なおかつその品物の購入時のレシートあり。）

修理できる家具や電気製品の破損の場合

申告価格内で修理費を補償か、申告価格内で修理を実施。

修理できないもの食器等の破損の場合

4客で1セットのカップセットの内、1客破損してしまった。申告価格の4分の1（1客分）を補償。

保険適応外について

次の場合は保険金支払の対象となりませんので、予めご了承下さい。

- 梱包が明らかに不十分での損害（例：シングルウォールボックスで変形しやすい状態での梱包）
- 梱包物品同士が干渉しやすく影響を与えやすくなっている状態での損害（例：一つの箱に品物をつめすぎ）
- 内容物を梱包していた物の損害。（例：箱代わりにしていたスーツケースが破損。食器を包んでいたシャツが破損）
- Personal Effect の品物（例：価値・購入時期を証明できない個人物、使用中の衣類、本、中古品など）
- カビやサビなど、品物自体が持つ性質の変化などによって生じた場合（例：飲食物、革製品）
- PC、電化製品、精密機械などで、原因不明な故障によって生じた損害。機能不能、動作不調など。
- PC、精密機械、記録媒体などのプログラムやデータなどのソフトの破損・損失などの費用
- その他、保険約款で免責と定められた損害（例：地震、戦争、テロなどでの損害）

